

大陽工業 企業行動規範

第1部 行動規範

I 責任ある企業行動の積極的な推進

当社の持つ社会的使命の重さを常に認識しつつ、従業員、株主、地域社会そして行政に対しての責任を全うする企業活動を積極的に推進し企業価値を高めます。

II 法令遵守と高い倫理観

法令順守と高い倫理観の堅持は、あらゆる活動を進めていくうえで基本となるものであることを認識し、活動の全ての局面において、法令を遵守し、社会的良識に従って業務を遂行します。行動規範及び就業規則をはじめとした各種の規程に従い、誠実に業務に取り組みます。

III 人権・労働

(III-1) 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いません。また、全ての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を保障します。

(III-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、また若年労働者の発達を損なうような就労をさせません。

(III-3) 労働時間への配慮

法定限度を超えないよう、労働者の労働時間・休日・休暇を適切に管理します。

(III-4) 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬に適用される全ての法規制を遵守します。また、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金の支払いに配慮します。

(III-5) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメント等の非人道的な扱いをしません。また、その可能性のある行為も行いません。

(Ⅲ-6) 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平実現に努めます。
具体的には、人種、民族、国籍、出自、肌の色、年齢、性別、性的指向、障がいの有無、妊娠、宗教、思想、信条、政治的指向、配偶者の有無、家族状況、感染症の罹患など、仕事上の能力とは関係のないことを理由に、雇用や、昇進、処遇などの差別はしません。

(Ⅲ-7) 労働者の団結権

法規制を遵守し、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重します。

(Ⅲ-8) 外国人労働者への配慮

特別な人事管理・就業管理を要する外国人労働者ならびに外国人実習生の人権を損ねることがないように配慮します。

IV 安全衛生

従業員の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を整える取組みを行います。

(IV-1) 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全の確保に努めます。また、妊娠中の女性および授乳中の母親への合理的な配慮を行います。

(IV-2) 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故等の緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、従業員および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、災害時にその行動がとれるような教育・訓練を行います。

(IV-3) 労働災害・労働疾病

労働災害及び労働疾病の状況を特定・評価・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

(IV-4) 産業衛生

職場において人体に有害な生物・化学物質および騒音や悪臭などの状況を把握し、適切な対策を講じ、労働者の健康管理を行います。

(IV-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

従業員に身体的な負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害、労働疾病に繋がらないよう適切な管理を実施します。

(IV-6) 機械装置の安全対策

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。

(IV-7) 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（食堂・トイレ等）の安全衛生を適切に確保します。

(IV-8) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行います。法令に基づく健康診断、メンタルヘルスケアを実施し、従業員の疾病の予防と早期発見に努めます。

V 環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮します。

また、環境への負荷を最小限に抑えるために、環境マネジメントシステム（ISO14001など）を構築し、その運用を推進します。

(V-1) 環境許可と報告

法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

(V-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量削減に向けて、目標を設定した上で継続的に削減活動に取り組みます。

(V-3) 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

(V-4) 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水を推進します。あらゆる排水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。

(V-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、発生する廃棄物を最低限に抑えます。

(V-6) 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、ラベリング、および管理を行い、安全な取扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理します。

(V-7) 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守します。

VI 公正取引・倫理

法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行います。

(VI-1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を行いません。

(VI-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

(VI-3) 適切な情報の開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織体制、財務状況、業績に関する情報を開示します。記録の改ざんや虚偽の情報開示は行いません。

(VI-4) 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行います。また、取引先およびサプライヤー等の第三者の知的財産も保護します。

(VI-5) 公正なビジネスの遂行

国際基準や法規制を遵守した公正な事業、競争を行い、カルテル・入札談合といった競争制限的合意を行わない。また、社会的秩序と健全な活動に悪影響を与える反社会勢力とは、一切の関係を持ちません。

(VI-6) 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行いません。調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行います。

(VI-7) 通報者の保護

通報に関わる情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を行いません。従業員が報復の恐れを感じることなく通報できる通報制度の仕組みを構築します。

(VI-8) 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金等の鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こすまたはそれらに加担していないかを明確にするためのデュー・ディリジェンスを推進します。

VII 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供します。

(VII-1) 製品の安全性の確保

製品が法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

(VII-2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。品質マネジメントシステム（ISO9001など）に関する第三者認証の取得に努めます。

(VII-3) 正確な製品・サービス情報の提供

取引先に対し、製品やサービスに関する仕様・品質などの正確な情報を伝えるとともに、製品に含有されている化学物質等の情報を正確に報告します。

VIII 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティ強化を図ります。

(VIII-1) サイバー攻撃に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および取引先などに被害を与えないための対策を実施します。

(VIII-2) 個人情報の保護

サプライヤー、取引先、従業員等全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護を行います。

(VIII-3) 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、取引先や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護します。

第2部 管理体制の構築

I. 周知

会社は、役員、従業員がこの企業行動規範について十分な理解を得るために周知します。

II. 社内体制の整備

会社は、役員、従業員によるこの企業行動規範の遵守の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を構築し、本社、各事業所には「コンプライアンス推進事務局」を設置します。また、社内で定めた「ハラスメント防止規程」、「安全衛生委員会規程」、「環境推進委員会規程」に従い、積極的な活動をしていきます。

III. 違反に対する措置

会社は、役員、従業員がこの企業行動規範に違反した場合、役員については取締役会、従業員については就業規則に基づき、それぞれ厳正な処分を行うとともに、経営トップ自らが問題解決に当り、原因の究明と再発防止に努めます。

代表取締役社長 酒井 陽太

2021年7月

